

## 第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

社会福祉法第107条及び国の指針で定める「地域福祉推進の理念」「基本目標」「計画に盛り込むべき事項」等を踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するための地域福祉計画（計画期間5か年）を策定する。

本業務は、令和4年に策定した「第2次うるま市総合計画」に掲げる基本方針を実現させていく中で生じる本市の地域福祉推進に関する課題等を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令、及び本市関連計画との整合性に留意しながら、市民の参画を図りつつ、全庁的な取り組みを踏まえ、地域福祉計画等を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

また、地域福祉計画における考え方や方向性を共有し地域福祉を総合的に推進するため、市社会福祉協議会の「うるま市地域福祉活動計画」を一体的に策定する。並びに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、第2期うるま市成年後見制度利用促進基本計画及び、社会福祉法第106条の4（重層的支援体制整備事業）に基づく、うるま市重層的支援推進事業実施計画の内容も盛り込むものとしている。

この実施要領は本市が「第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る事業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務の名称

第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務

#### (2) 業務内容

別紙、第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託契約上限額

7, 150, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文
2	契約書（案）
3	第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務仕様書

4	第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領	
5	様式 1	参加申込書
6	様式 2	法人概要書
7	様式 3	業務実績書
8	様式 4	参加資格確認結果通知書
9	様式 5	企画提案書等提出書
10	様式 6	業務実施体制表
11	様式 7	管理技術者（管理責任者）調書
12	様式 8	質問書
13	様式 8-1	質問回答書
14	様式 9	辞退届
15	様式 10	見積書
16	様式 11	結果通知書
17	別記 1	参加資格審査申請に準じた書類一覧表
18		暴力団排除に関する誓約書

### （3）スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和8年2月18日（水）から令和8年3月3日（火）午後5時15分までに
質問書受付期間	令和8年2月18日（水）から令和8年2月27日（金）午後5時15分までに
市HPへ回答の公表	令和8年3月3日（火）午後5時までに
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年3月9日（月）までに
企画提案書等提出期間	令和8年3月10日（火）から令和8年3月13日（金）午後5時15分までに
一次審査結果通知	令和8年3月19日（木）までに
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月27日（金）※予定
結果通知日	令和8年3月30日（月）※予定
契約締結	令和8年3月31日（火）※予定

### 3 実施形式

公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により実施する。

## 4 参加資格

- 本プロポーザルに応募できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 沖縄県内（本島内）に本店又は支店等を有すること。業務にあたっては、必要時に即現場への社員派遣を行うことが出来るものであること。
  - (3) 地方公共団体が発注した地域福祉計画、総合計画、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画等の策定業務の実績を有すること。
  - (4) 本業務を遂行するにあたり、充分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。なお、管理責任者及び主担当者は本業務が完了するまで本市の承諾なしに変更できないものとする。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
  - (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び開始決定がなされていない者であること。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
  - (8) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 5 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式1）
  - イ 法人概要書（様式2）
  - ウ 業務実績書（様式3）
  - エ 参加資格を確認するために必要な書類
    - ・別記1（参加資格審査申請に準じた書類一覧表）のとおり
- (2) 提出期限等
  - ア 提出期限 令和8年3月3日（火）午後5時15分までに（必着）  
※受付は、土日・祝日を除き午前9時から午後5時15分までに
  - イ 提出部数 1部
  - ウ 提出場所 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号  
うるま市役所 福祉部 福祉政策課（電話：989-0203）
  - エ 提出方法 持参または書留郵便  
(郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする。)
  - オ 参加資格審査結果 令和8年3月9日（月）までに※別途電子メールで通知

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。質問受付期間以外に提出された場合、又は指定の方法によらない場合は回答しない。

### (1) 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合、質問書（様式8）に記入の上、(4)に記載されたメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。（着信確認を行うこと。）

### (2) 受付期間

令和8年2月18日（水）から令和8年2月27日（金）午後5時15分までに

### (3) 回答方法及び回答日

提出された質問への回答は全ての質問をとりまとめ、令和8年3月3日（火）午後5時までに市HPへ回答を公表する。

### (4) 質問送信先

うるま市福祉部福祉政策課 E-mail : fukusiseisaku@city.uruma.lg.jp

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出書（様式5）
- イ 企画提案書 ※任意様式
- ウ 業務実施体制表（様式6）
- エ 管理技術者（管理責任者）調書（様式7）
- オ 業務工程計画 ※任意様式
- カ 見積書（様式10）及び見積書内訳書（任意様式）

### (2) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

電子データを格納したCD-RまたはDVD-R 1部

### (3) 作成上の留意事項

ア A4判、横書き、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上A3判を利用した方が確認しやすい場合は可とする。

イ 文字サイズは10ポイント以上とする

### (4) 提出期限等

- ア 提出期間 令和8年3月10日（火）から令和8年3月13日（金）午後5時15分までに
- イ 提出場所 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号  
うるま市役所 福祉部 福祉政策課（電話：989-0203）
- ウ 提出方法 持参または書留郵便  
(郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする。)

## 8 事業者の選定

### (1) 選定委員会

企画提案者等の審査、評価及び最も優れた企画提案書等の選定は、「第五次うるま市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定支援業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)及び事務局において行う。

### (2) 選定方法の手順

#### ア 第1次審査（書面審査）

(ア) 提出書類（企画提案書等）を別に定める「評価基準」に基づき、選定委員が書面審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年3月19日（木）  
(予定)までに書面にて通知する。

#### イ 第2次審査（プレゼンテーション）

### (3) プrezentation

(ア) 実施日時 令和8年3月27日（金） 予定

※詳細については対象者に別途連絡する

(イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

(ウ) 評価基準に従い審査を行う。

(エ) 所要時間 1事業者につき30分以内

（企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度）

(オ) その他

①プレゼンテーションは非公開とする。

②プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は3人以内とする。

③プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。なお、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

④プレゼンテーションの方法は、参加申込者の任意とし、パソコン等を使用する場合は参加申込者が用意すること。プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

## 9 事業者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手

続きを読むものとする。

- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知  
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年3月30日（月）までに通知する。
- (5) 第五次うるま市地域福祉計画・第5次うるま市地域福祉活動計画策定支援業務に係る年度開始前の事業執行に関して以下の条件を付すこととする。  
本業務に係る契約準備行為は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがある。  
※令和8年4月1日以前に支出した事業経費については事業者負担とする。

## 10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公正性を害する行為があった場合
- (5) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うるま市情報公開条例（平成17年うるま市条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退することができる。本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年3月26日（木）までに辞退届（様式9）を提出しなければならない。この場合においてそれ以降の事業者選定等において不利益な扱いを受けることはない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 審査内容、結果についての異議は認めない。

## 1.2 所管（問い合わせ先）

- (1) 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
- (2) うるま市役所 福祉部 福祉政策課
- (3) 電 話：098-989-0203（直通）
- (4) FAX：098-989-1312
- (5) E-mail：fukusiseisaku@city.uruma.lg.jp （担当：吉浜・諸見里）